

別紙
料金通則

(料金の計算方法)

- 1 当社等は、利用契約者がその利用契約に基づき支払う料金および初期導入設定に関する費用は暦月に従って計算します。
- 2 当社等は、当社等の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 3 当社等は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金の支払い)

- 4 利用契約者は、利用料金、通話料および初期導入設定に関する費用について、以下の期日までに、当社等が指定する金融機関等において支払います。
 - (1) 利用料金については、利用月の月末で締めて、請求書発行日から45日以内に支払うものとします。
 - (2) 通話料については、毎月の利用実績を翌月末で締めて、(1)の料金と合算して請求書発行日から45日以内に支払うものとします。
 - (3) 初期導入設定に関する費用は、利用開始月の月末で締めて、請求書発行日から45日以内に支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

- 5 第22条（サービスの料金および初期導入設定に関する費用）および第24条（利用契約者の支払い義務）その他本利用規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）とします。）に基づき計算された額に消費税相当額を加算した額とします。
- 6 本通則に定めなき事項は、本利用規約の定めに従うものとします。

以上